

三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金 Q & A

【補助金の対象要件に関すること】

Q 1 エネルギー価格等高騰の影響を受けている者とは？

A 1 エネルギー価格等高騰の影響を受けている者とは、エネルギー価格自体の高騰やエネルギー価格の高騰に起因する物資やサービスの価格の高騰により何らかの影響を受けている中小企業等が該当します。

Q 2 エネルギー価格等高騰の影響を緩和するための取組とは、エネルギー使用量の削減を含む取組とする必要があるか？

A 2 エネルギー使用量の削減を含む取組については当然対象となります。必ずしもエネルギー使用量の削減を求めるものではなく、エネルギー価格の高騰の影響による利益の減少等を補うための販路拡大や新分野への展開等の取組でも対象となります。

Q 3 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A 3 企業につきましては、公募案内1ページをご確認ください。
このほか、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人（農業法人は利用可）、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、有限責任事業組合（ＬＬＰ）については三重県版経営向上計画の申請対象とならないため、この補助金の対象となりません。
(ご不明な場合は個別にお問い合わせください)

Q 4 追加資料が必要な事業者は、どのような法人ですか？

A 4 県外に登記上の本社がある事業者や住所が県外である個人事業主につきましては、主たる事業所が三重県内にあることが分かる資料が必要となります。
また、一般社団法人や一部の組合及び連合会については構成員の2/3が中小企業者であることを示す資料（構成員名簿等）が必要となります。（詳細はお問い合わせください。）

Q 5 士業法人は対象となりますか？

A 5 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

Q 6 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A 6 業種による制限はありません。

Q 7 三重県内に事業所がなくても申請できますか？

A 7 三重県内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。原則として法人の場合は登記上の本店、個人事業主の場合は（事業の活動拠点としての）主たる事業所が三重県内にあるか否かで判断します。

県外に登記上の本店があるものの三重県内に主たる事業所がある場合につきましては三重県内に事業所があること、かつ三重県内の事業所が主たる事業所であることを示して頂く必要があります。

例：商業登記簿謄本に三重県内の事業所が登記されており、かつ三重県内の事業所の従業員が最も多い等。

Q 8 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？

A 8 要件上としては申請可能です。ただし、当補助金はエネルギー価格等高騰の影響を受けていることを要件としているため、事業計画にエネルギー価格等高騰の影響や課題を記載していただく必要があります。

なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届（法人は不要）及び②事業実態が分かる書類（合計残高試算表や直近の売上台帳など）を提出してください。

Q 9 個人事業主から法人成りして間もない企業でも申請できますか？

A 9 法人成りして間もない企業についても申請は可能です。

この場合は法人成り以前の個人事業主の確定申告書の写しや決算書類も提出してください。

Q 10 県外で実施する事業についても申請可能ですか？

A 10 三重県内の事業所で実施する事業であることが前提です。

このため、県外に支店を設けるための費用や県外の支店への機械の導入については対象外となります。

ただし、県内事業所の売上向上を図るために実施する事業（県外で実施する広報活動や県外商談会への参加等）は対象となります。

（例）：個人事業主（名古屋市在住）、桑名市の工場（主たる事業所）への機械設置は○

個人事業主（名張市在住）、大阪市の店舗（主たる事業所）の改装は×

桑名市の小売店が愛知県から顧客を呼び込むために愛知県で実施する活動は○

Q 11 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 11 予算の範囲内となり、かつ審査がありますので、必ず交付される訳ではありません。

【他の制度との併用に関するここと】

Q12 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A12 補助対象が異なる場合は、併用可能です。

※この補助金で購入するものについて、他の補助金を充当することはできません。

この補助金で機械Aを購入、B補助金で機械Cを購入⇒○

この補助金とB補助金で併せて機械Cを購入⇒×

【対象となる取組に関するここと】

Q13 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A13 エネルギー価格等高騰の影響を受けた中小企業等が実施する、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する生産性向上や業態転換の取組が対象です。

エネルギーの使用量を抑制する取組に限定するものではなく、利益の減少を売り上げの向上で補う取組等も、エネルギー価格等高騰に対応して生産性向上・業態転換に取り組んでいく計画であれば対象となります。

Q14 「生産性向上」や「業態転換」とは、具体的にどのような取組ですか？

A14 以下のような取組が該当します。

(1) 省エネルギー機器や完全自己消費用再生可能エネルギー装置の導入等による生産性向上の取組

・太陽光パネルの設置や機械の省エネルギー化等

(2) 省力化・作業効率化・生産能力増強等に向けた設備導入による生産性向上の取組

・機械の導入や工程の見直し等による生産やサービス提供の効率化

・生産能力の高い加工機器を導入することによる、時間当たりやエネルギー量あたりの製造量の増強

(3) DXの導入による生産性向上の取組

・DX化による製品検査の効率化や顧客管理システムの整備、受注システムの構築等による生産性向上の取組

(4) サプライチェーンの強靭化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築の取組

・部素材の内製化に係る機械設備購入、製造工程の見直しのための機械配置変更やその計画

(例)：複数の工場に分散していた製造工程を一か所に集約し、生産効率の向上を図る。

(5) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築の取組

・新製品や好調な製品への生産ライン転換

(6) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築の取組

・新商品やサービス開発に関する市場調査、生産設備、広報活動

(例)：自動車部品製造業者における既存ラインを活用した感染症防止製品生産

- (7) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓の取組
 - ・既存商品の新たな需要を提案するための広報や販路開拓
 - ・これまで大量生産して量販店で販売していたものをデザインやネーミングを変更し、BtoCへ対応
- (8) 新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓の取組
 - ・これまでと異なる顧客層へのアプローチを図るための広報や企画
(例)：オフィスへの弁当配達から個人向けの店頭販売を事業の中心に切替
 - ・ネット通販に不慣れな高齢者にも利用しやすいようにするHPの改修
- (9) その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

Q15 エネルギー価格等高騰の影響とは、具体的にどのようなことをいうのですか？

- A15 エネルギー価格等高騰の影響を受け、製造にかかる原価（光熱水費、原材料費等）が上昇しているケース、光熱費や燃料費の高騰で店舗維持費、輸送費が上昇しているケース等となります。
- 申請に際して、事業計画にはエネルギー価格等の高騰の影響に対応して、どのように経営向上につなげることを想定しているかなどの視点を盛り込んでいただきますようお願いします。

Q16 自社工場の電気代の一部をまかなう発電設備を導入する場合でも補助対象とならないのですか？

- A16 売電ができない完全自己消費用再生可能エネルギー装置を導入する場合は、補助対象となります。

Q17 自宅兼店舗において自家用発電設備（蓄電池を含む）を導入し、使用電力量を削減しようとする場合は補助対象となりますか？

- A17 自宅と店舗の電力量が明確に分かれており、かつ発電した電力が事業用のみに充てられている場合は補助対象となります。発電した電力が自宅と店舗の両方に充てられている場合や、自宅と店舗のどちらに充てられているか不明確な場合は補助対象とはなりません。

Q18 新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰の影響を受けていない場合でも対象となりますか？

- A18 エネルギー価格等高騰の影響を受けていることが要件となっています。どのように影響を受けたかを明記してください。

【補助対象経費に関すること】

Q19 この補助金の対象となる経費はこれまでの新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金とどう異なりますか？

A19 経費区分としては同じですが、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する計画に合致しない経費については対象外となることがありますので、ご留意ください。

Q20 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？

A20 交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に納品、支払等が完了した経費が対象となります。

Q21 発注する際には、必ず見積書を2者以上から取得する必要がありますか？

A21 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりを取る必要があります。特に1件あたり100万円以上となる場合については、2者以上からの見積書取得が必須となります。

なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。

Q22 新事業のために工場設備を改装する費用は補助対象となりますか？

A22 エネルギー価格等の高騰の影響に対応するための生産性向上・業態転換に必要な改装費は補助対象です。ただし、建物・施設、土地等不動産（登記可能なもの）の取得費（増築を含む）は対象外です。

Q23 新事業のために新しく事務所を作る費用は補助対象となりますか？

A23 事業実施のために必要な改装費、内装費、電気設備や通信設備等の整備費、什器、ＩＣＴ機器、リモートワーク対象機器等の購入費は補助対象です。ただし、オフィス賃料、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等、事業に直接関係のない福利厚生のための設備や装飾品の購入費は対象外です。

また、事業に関するものであっても、不動産取得費用（建物の新築・増築や土地等登記可能なもの）は対象外です。

Q24 汎用機器（パソコン等）の購入費は補助対象となりますか？

A24 補助事業計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となり得ます。ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付決定取消・返還の対象となります。

Q25 電力会社に電気を販売するための太陽光発電装置は対象となりますか？

A25 売電を目的とした発電装置は本事業の補助対象とはなりません。本補助事業の対象となる発電装置は自己消費用発電を目的としたもののみとなります。

このため、本補助金で購入した設備で売電を行わない旨の確約書の提出を求めます。

売電を行っていることが判明した場合は交付決定を取り消すとともに、補助金交付後であっても返還を求めることがありますのでご留意ください。

Q26 機械装置等費は消耗品も含みますか？

A26 消耗品は対象とはなりません。

耐用年数が1年以上あり、資産計上するものについて対象とします。

なお、消耗品であっても通常他の機械装置等と「一式」で扱うものであれば対象とします。例えば次のような場合は一式として扱うことができます。

・パーティション、稼働式書庫、OAフロア等

複数の部品で売られていても、それらを組み合わせてでなければ機能をなさないの、「パーティション一式」「稼働式書庫一式」等としてまとめていただくことができます。収納庫などでも、ベースと本体を組み合わせないと使用できないものは同様です。また、空調設備や電気設備なども同様の考え方で一式として計上することができます。

ただし、個別に使うことが可能な複数の書庫などをまとめて「一式」とすることはできません。

・パソコン

通常、本体だけでは用をなさないため、本体+購入時パッケージソフトを取得価格として、一式として計上することができます。

・製造機器等

部品やユニット単位では用をなさないため、一式として計上できます。

※ 一式として計上する場合、実績報告時に提出していただく見積書、請求書等でも、「一式」として記載していただくようにしてください。

Q27 機械装置やパソコンのリース料は補助対象となりますか？

A27 補助事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース、レンタル料については、交付決定後に契約し、補助対象期間分かつ補助対象期間内に支払が終了した場合に限り対象となります。

Q28 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？また、費目は何費ですか？

A28 ソフトウェアの購入についてはパッケージソフトに限らせて頂きます。

費目はライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。

・ライセンス期間に定めがあるソフトウェア

ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア（いわゆるサブスクリプション）の場合、補助対象期間内に支出したものについて、補助対象期間分に限り対象となります。費目は借料です。

・ライセンス期間に定めがないソフトウェア

ライセンス期間に定めのないソフトウェアの場合、購入価格全体が補助対象となります。費目は機械装置等費です。

Q29 中古品の購入代金は補助対象となりますか？

A29 以下の要件を全て満たす場合は補助対象となります。

①購入単価が50万円未満（税抜）であること

②購入価格の妥当性を示すため、2者以上の中古品販売事業者（個人やオークション（インターネットオークションを含む）からの購入は不可）から見積書を取得すること（1者からしか見積書を取得できない場合は理由の如何を問わず対象外）

③修理費用等は購入価格に含めないこと

【事業の運用に関するここと】

Q30 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A30 交付決定は6月下旬の予定です。補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

Q31 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

A31 補助事業に着手していただけるのは交付決定後です。交付決定前に発注した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q32 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A32 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。なお、交付決定額の増額については認められません。

【三重県版経営向上計画に関すること】

Q33 三重県版経営向上計画の認定は必ず受けなければならないのですか？

A33 補助金に採択された場合は、令和5年8月末までに三重県版経営向上計画（ステップ2）の申請書を提出してください。

三重県版経営向上計画の詳細については、以下のURLのホームページをご覧ください。
<https://www.miesc.or.jp/support/contents/144/>

（または **三重県版経営向上計画** で検索）

Q34 過去に三重県版経営向上計画の認定を受けたことがあります、改めて認定を受けないといけないのでですか？

A34 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けている場合でも、この補助金の採択を受けた場合は、今回の事業計画で改めて認定を受けてください。

Q35 この補助金に申請したら、自動的に三重県版経営向上計画の認定を申請したことになりますか？

A35 三重県版経営向上計画の認定申請は、この補助金とは別に行っていただく必要があります。ただし、三重県版経営向上計画書の様式第1号及び様式第2号については、本補助金申請書の第1号様式の2及び別紙の実施計画を参考にして作成してください。

三重県版経営向上計画については、お近くの商工会・商工会議所で作成支援をしておりますので、ご相談ください。

Q36 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けたことがある場合、審査で有利になりますか？

A36 これまでの三重県版経営向上計画の認定の有無について、審査における加点措置はありません。